

不正リスク対応基準の審議、終了―企業会計審議会監査部会

去る3月13日、企業会計審議会は第34回監査部会(部会長・脇田良一・名古屋経済大学大学院教授)を開催した。

不正リスク対応基準

前回の議論(本誌2013年3月20日号(No.1342)情報フランチ参照)を踏まえた「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」が、事務局から示され、最終審議が行われた。

中間監査・四半期レビューとの関係については、前回示された案どおり、中間監査には準用し、四半期レビューには適用しないこととされた。

また、財務諸表全体に関連する不正リスクが識別された場合に監査計画に組み込むことが必要とされている、企業が想定しない要素の例については、「抜き打ちの監査手続」との表現を使わず、「予告なしに往査すること」と修文された。

3月26日開催の企業会計審議会総会で最終的に議決される見込み。

有報等の提出期限の承認

「不正リスクに対応し必要な監査手続を実施した場合に、有

報等の提出が遅れる可能性がある」との懸念に対応し、事務局から企業内容等開示ガイドラインの改正案が示された。

有報の提出期限は、金商法24条で「事業年度経過後3月以内」

税務

消費税率引上げに関する改正消費税法施行令等、公布

去る3月13日、「消費税法施行令の一部を改正する政令」(政令56号)が、3月18日、「消費税法施行規則及び消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(財務省令6号)が公布された。

これは、昨年8月22日公布の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律68号)等に対応するもの。特定新規設立法人の納税義務の免除の特例(消法12の3)についての細目を定めるとともに、特に政令では消費税率引上げに係る経過措置について、主に次のような内容が規定されている。

とされ、やむを得ない理由がある場合には延長が認められているが、この「やむを得ない理由」について、不正リスク等に対応して追加的な監査手続が必要のため監査報告書を受領できない場合、などが該当することを明示している。なお「発行者がその旨を公表している」ことも条件とされ、投資家へのアナウンスにも配慮されている。

政令へ委任されていた部分

- ・工事の請負に係る契約に類する契約は、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画および立案、映画の製作、ソフトウェアの開発等に係る契約とする
- ・資産の貸付けに係る契約の要件等を定める
- ・政令による規定
- ・平成25年10月1日前に締結した書籍等の予約販売契約に基づき、平成26年4月1日前に対価を領収しているものについて、同日以後に課税資産の譲渡等が行われる場合には、消費税の税率は、改正前の税率とする等の経過措置を設ける

代替的な減損モデルが示される―ASBJ、金融商品専門委

去る3月19日、企業会計基準委員会は、第100回金融商品専門委員会を開催した。

IASB公開草案

「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」

本年2月28日、IAS39号・IFRS9号の修正案が公表された(本誌2013年3月20日号(No.1342)情報フランチ参照)。

ヘッジ手段に指定されたデリバティブ契約の相手方が、新たな法律・規則の導入を受け、中央清算機関(CCP)に契約更改される場合、一定の要件を満たせばヘッジ会計の中止に該当しないという提案がされている。これに対し、事務局から支持の方向性が示された。

FASB公開草案「信用損失」

現在、FASBはCECLモデル、IASBは3バケット減

損モデルを基礎とする減損モデルを開発する方向へと進みつつある。事務局は、共通の減損モデルを開発することを依然支持し、そのために見積られた予想損失の認識について、次の代替案を示した。

- 代替案A…CECLモデルを基礎として、購入時に信用状態が毀損している(PCI)金融資産の取扱いを、ライフタイムPPD(デフォルト率)が一定程度高い、originated loan(例…長期住宅ローン)に拡大する。
- 代替案B…3バケットモデルを基礎として、次のような修正を加える。
- (1) バケット1とバケット2・3の線引きを、信用の質の絶対的水準で定義する。
 - (2) バケット1の減損認識について、1年に限定しない。

ユーロ圏とロシアの駆引きとなるキプロス支援問題

債務危機に陥ったユーロ圏のキプロスの議会は、ユーロ圏財務相会合で出された支援条件の

預金課税法案を否決した。3月16日のユーロ圏財務相会合で出された支援条件は、10万ユー

口超の預金者からは9・9%、それ以下の預金者からは6・75%の課徴金を1回に限って徴収し、預金利息にも20・30%課税し、法人税も10%から12・5%に増税、さらに肥大化しすぎた銀行業界の規模縮小を求めたもの。このように預金者に直接負担を強いるという極めて強い措置が盛り込まれていることもあり、議会で賛成者ゼロの圧倒的多数で否決となった。

キプロス国内では、実質的な預金封鎖となる銀行休業やATMでの顧客の混乱が続いているが、市場では今回のキプロスの件は、過去のユーロ債務危機とは異なるとみられている。これまでの支援対象国と比べるとキプロス自体の経済規模が小さく、支援額もこれまでの対象国に比べれば小さい点もある。それ以上にキプロスの債務危機を特徴づけるのは、今回のキプロスの場合、預金者のうちロシアなどユーロ圏以外の国籍の割合が少

なくみても3割もしくはそれ以上と大きく、ユーロ圏は1割にも満たないという事情がある。ギリシアやスペインの場合、フランスやドイツといったユーロ圏ではむしろ支援に回るべき国の銀行が、危機による直接の影響を被る状況だった点に比べれば、ユーロ圏にとって深刻さは異なる。またキプロスの中央銀行総裁が金融機関の整理・再建策を公表、銀行の持つ資産を

優劣で分類し、いわゆる「グッドバンク」と「バッドバンク」に分離して、「グッドバンク」を売却して銀行再編資金を捻出するものとみられ、実際に3月22日にはギリシア大手のピレウス銀行が、ギリシア国内にキプロス上位銀行が持つ支店を落札したことが報道されている。

したがって、今回のキプロス銀行危機の問題は、ユーロ圏とロシアの間でキプロス支援をめぐる支援の駆け引きといった側面も焦点となる公算が大きい。

証券

3本の矢が放たれる時期へ突入

アベノミクスの勢いはどこまで続くのか。今年、第1四半期の日本株はほぼ一本調子の上昇となった。このような推移を示したのは他にはアメリカ株だけである。株価が上がっていれば、

円安・ドル高の進行にもアメリカは文句をいわないだろう。

アベノミクスの3本の矢(金融緩和、財政出動、成長戦略)はまだ何一つ放たれていないのに、雰囲気だけでマーケットの

簿記や会計は何だろう。簿記では、資産・負債・純資産の増減を、あわせて一定期間内の収益・費用も記載する。簿記のポイントは①記録(recording)と②計算(reckoning)にあると考えられる。さらに会計ではこれに③報告(reporting)を追加して3Rとし、利害調節機能を認める、と今から40年以上も前であるが会計学の授業で習った。

会計の本質は3Rにあることに変わりはないと思うのであるが、いつの間にか現在では、③報告面が重視される世のなかになっている。もっと①記録が重視されてもいいのではないかと常日頃には思っていたら、たまたま政治家の市川房江の考え方に深く触れる機会があったので報告しよう。

市川房江(1893—1981)

は現在の愛知県宮市の農家の3女に生まれ、県立女子師範学校を卒業後、小学校教員、闘病生活、中日新聞(現社名)記者を経て、1919年に平塚雷鳥と「新婦人協会」を創立、治安警察法改正運動をおこす。1922年には渡米し、働きながら婦人運動や労働運動を学ぶ。1924年以降はILO(国際労働局)東京支局開設に伴う職員、婦選運動を推進、1953年の第3回参議院選挙に東京地方区から立候補し当選、1981年に心筋

梗塞のため議員在職のまま死去した。

ここまでは40歳以上の読者であればご存じのことであろう。そこで筆者が深く感銘したのは、政治家・市川房江には申し訳ないが、実は特に彼女の卓越したビジネス能力にある。

まずプロフェッショナル出身。当時としては限られた女性のプロフェッショナルだった教員資格を得た。教員として人生をまとうすこともできたが、彼女はさらに

市川房江の簿記の教え



雷鳥が特に高く評価したのが市川房江の経理能力だった。政治活動をする人には常人の感覚からかけ離れた人が少なくないが、そういう者の政治運動は概して長続きしないからである。

現在でもたとえば4億円の出所がわからず「秘書が、秘書が…」と言う元幹事長や、母から贈与を受けたのを申告忘れて後目に6億970万円の贈与税を慌てて納付した元首相がいたが、案の定、そんな組織は持続しない。

その点、市川房江は①記録の重要性を特に重視して、寄付金や会費の受領や支出などを帳簿にきっちり記録させた。

実は、彼女が指導して書かせたという仕訳帳が、婦選会館の地階倉庫に保存されている。1年に1冊ずつ、十数年にわたる。革の背表紙で、金文字で仕訳帳とあり、インクでの手書きである。当時としてはなかなか高価であったと思われる。今の目で見ると帳簿は仕訳帳というよりは、総勘定元帳に勘定口座を設定し、そこに発生順に記録する形式になっている。

市川房江が自らの手弁当選挙のやり方を理想選挙というには、彼女の卓越したプロフェッショナル性、英語力、そして帳簿重視が背景にあるのである。

市川房江が創立したが、平塚(愛知工業大学 岡崎 一浩)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年 3月19日	民法(債権関係)の改正に関する中間試案(概要付き)	法務省 民事局 参事官室	「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」について、事務局の文責において、各項目ごとにポイントを要約して説明する「(概要)」欄を付したものの。	—
2013年 3月22日	「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」の閣議決定について	公正取引 委員会	昨年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律68号)を踏まえ、消費税率の引上げに際し消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関して所要の特別措置を講じるもの。	—

方向感を変えてしまった。何とも不思議な感じがするが、とにかく現状をみれば、安倍首相の功績を評価しないわけにはいかない。すでに国民は高水準の内閣支持率をもって首相への評価を表している。内閣発足後、その支持率が急上昇するケースはきわめて珍しい。

新年度入りはすなわち3本の矢が実際に放たれることを意味する。金融緩和では、極めて異例の選択によって登場してきた黒田日銀が動き出す。本場に事前的口上とどりの超緩和を実行できるのだろうか、内外のマーケットは新総裁の一举一動をみつつめている。

財政出動は公共事業の復活が焦点だ。24年度の補正予算、25年度の本予算と相当の手当てがなされた。これが動き出した時、市場はどう評価するだろうか。関係閣僚の発言などで旧態依然の自民党という評価がぶり返す可能性もくはない。

成長戦略はまだこれからである。会議の連続でまだこれといった話は聞かれない。現在、世界的な金融緩和競争が始まっている。どこの国も自国通貨高回避に懸命であるからだ。現在の世界同時株高は金融緩和のせいであろう。株式市場は金融相場であると考えられ、いろいろなことが納得される。金融相場

は業績相場へ発展していかねば長続きしない。つまり、企業収益の増加、上方修正が実現しなければならぬのである。

各国が同じように金融緩和を実施するのだから、為替相場はやがて変化しなくなる、円安もストッパーすると考えられる。その時、1ドル何円で落ち着くのだろうか、これが今後大きな問題になってくる。

安倍政権はTPPへの参加を表明した。夏には参議院選挙があり、また中国、韓国、北朝鮮など近隣諸国との関係も予断を許さない。順調すぎるゆえに波乱材料は何かということ真剣に考えるのである。

お詫びと訂正

2013年4月1日号(No.1343)目次および41頁の掲載内容に誤りがございました。関係者および読者の皆様に謹んでお詫び申し上げますとともに、次のように訂正させていただきます。

◆訂正箇所

目次および41頁の「平成25年度3月期の税務申告チェックポイント」の著者名
(誤) 税理士法人トーマツ 税理士 前田 芳人
(正) 税理士法人トーマツ 税理士 前田 芳斗

経理用語の豆知識



関連当事者

関連当事者との取引は、通常の取引過程において行われることが多い。財務諸表の重要な虚偽表示リスクは、関連当事者以外の第三者との同様の取引と変わらないと考えられる。しかし、ある状況においては、関連当事者との関係および関連当事者との取引の内容によって、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクが第三者との取引の場合よりも高くなることもある。たとえば、①複数の関連当事者が存在する場合には相互の関係や所有構造が広範で複雑となる、②情報システムが関連当事者との取引を識別し債権債務残高を集計するうえで有効でない場合がある、③関連当事者との取引が無償または低廉な価格で実行される等、正常な取引条件で実行されない場合がある。

関連当事者に関しては、関連当事者との関係や取引が開示されない可能性があるため、職業的専門家としての懐疑心を保持して監査計画を策定し監査手続を実施することが特に重要である。

四半期決算の有価証券減損処理の取扱い



四半期財務諸表は原則として年度決算に適用される会計処理の原則および手続に準拠して作成しなければならないため、減損処理は四半期においても実施される。また、減損処理を行った場合、当該銘柄の帳簿価額を時価により付け替えて取得原価を修正することになるため、年度決算で行った減損処理について評価損計上の洗替処理は行われない一方、四半期会計期末における減損処理について四半期切放し法の他に四半期洗替法の適用を認めている。

ただし、四半期決算等において時価を把握することが極めて困難と認められる株式等について減損処理を実施した場合には、年度決算等に洗替処理を行うにあたり、①年度決算等において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除き、四半期決算等において行った減損処理を年度決算等で戻入処理することは慎重でなければならない、②時価のある債券については通常は時価が回復する見込みがあるとは認められない、とされている。